

定期積金

2020年6月19日現在

商品名 (愛称)	定期積金(スーパー積金)
販売対象	・法人、個人、その他
期間	・6ヵ月以上 60ヵ月以内
預入	
(1) 預入方法	・定期または数回にわたり掛金の払込ができます。
(2) 預入金額	・1,000円以上
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息	
(1) 適用金利	・固定金利 ・契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
(2) 給付補填金の支払い方法	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定年利回りを乗じて計算。
税金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	_____
付加できる特約事項	・普通預金・当座預金からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務支援部(9時～17時、電話：0120-206-902)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務支援部、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。但し、預金保険の対象額は、当金庫全店における(決済性預金を除く)預積金合計1,000万円までとその利息となります。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。